

HIC 排気フィルタ破損事案に係る東京電力ホールディングス株式会社に求める対応について

令和 3 年 9 月 27 日

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

令和 3 年 9 月 13 日の特定原子力施設監視・評価検討会において、東京電力ホールディングス株式会社から説明のあった、スラリーの HIC への移送時に用いる排気フィルタの破損事案に関し、下記に示す事項について、事実関係・情報共有範囲・判断した者・背景事情と共に整理し、それらを踏まえて今後取り組むべき対応を今後の特定原子力施設監視・評価検討会において説明すること。

## 記

### 1. 2 年前の対応を反省して実践すべきこと

2 年前に同様の排気フィルタの破損が認められたが、そのことを当時公表せず、原因究明を行わないまま全数交換していたことに関し、以下の(1)～(3)についてどのような状況であったのか。また、どのようにすべきであったと考えているか。

- (1) CAP・不適合管理
- (2) 放射性物質の閉じ込めに対する重要性の認識と対応
- (3) 保全区分（予防・監視・事後）や運用管理の考え方と適切な運用

### 2. 今回の破損に気付いて実践すべきこと

今後、以下の(1)～(4)についてどのようにすべきと考えているか。

- (1) 適切な代替・修復措置
- (2) ダスト濃度測定などの閉じ込め機能監視
- (3) 適切な保守管理方法
- (4) 放射性物質の閉じ込めに対する重要性の認識と施設設計・運用への反映

### 3. 9 月 13 日の特定原子力施設監視・評価検討会での対応

どのような理由で 2 年前の排気フィルタ破損の扱いについて説明しなかったのか。また、どうすべきであったと考えているか。

### 4. 情報公開のあり方

東電・廃炉カンパニーからの情報公開に係る意思決定、決裁の仕組みについて説明すること。情報の公開に係る決裁はどのレベルで完結するのか、広報部の関与はどのようになっているのか、等。

すべてを CDO が把握し、理解するのは不可能。再発防止には、情報公開に係る権限、責任を出来るだけ現場に近いレベルに委ねた方が良いのではないかと。

以上